



一般財団法人 日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

認証文書及びシンボル類の使用要領

改訂記録

改訂番号	改訂日付	改訂箇所	改訂理由
0	2025.04.01	—	新 規 制 定
1	2017.10.16	全般	誤記修正等
2	2017.12.01	全般	風車型式認証、ウィンドファーム認証への 認定範囲拡大に際して全面的に改訂。
3	2020.04.01	—	組織改編、部署名称等の変更に伴い修正。
4	2024.02.15	5 全般	JAB 認定シンボルの更新に伴い改訂。 誤記修正等
5	2025.10.01	全般	小形風車型式認証の認証シール及び認証ロ ゴマークに関する規定を削除した。 用語の定義を追加した。 その他、軽微な文言修正



目次

1. 適用 3

2. 用語の定義 3

3. 認証文書 3

4. JAB 認定シンボル 3

5. 日本海事協会のロゴマーク 4

1. 適用

- 1. 本要領は、製品認証業務における認証文書及びシンボル類の使用に関する要領を規定する。

2. 用語の定義

用語	定義
依頼者	本会に認証業務に係る審査申込書を提出する者をいう。
登録者	本会に認証業務の提供を依頼する依頼者のうち、本会が認証文書を発行した相手をいう。
JAB	公益財団法人 日本適合性認定協会（Japan Accreditation Board）をいう。

3. 認証文書

- 1. 製品を認証された登録者は、本会が発行する認証文書を、無断で転載、再配布してはならない。
- 2. 認証文書をむやみに複製してはならない。また、複製する場合には、認証文書の全部が複製されたもののみ効力を認め、一部が複製されたものは効力を認めない。
- 3. 製品を認証された登録者は、本会が発行する認証文書を、説明書、印刷物やウェブサイト等に掲載してはならない。
- 4. 登録者は、前-1.~3.の要求事項について、自身及び自身の顧客等利害関係者が遵守することを確実にしなければならない。
- 5. 前-1.~3.に抵触する行為を発見又は通告され、本会が認識した場合、本会は登録者に是正を求める。登録者が本会の要求に 30 日を越えて対応しない場合には、認証の取消し、違反の公表及び必要に応じ法的手段をとる等適切な処置を講じる。

4. JAB 認定シンボル

- 1. 登録者は、認証された製品に関する説明書、印刷物やウェブサイト等に図 1 に示す JAB 認定シンボルを使用することができる。JAB 認定シンボルの利用を希望する場合には、本会に申請すること。



図 1 JAB 認定シンボル

- 2. JAB 認定シンボルの所有権は JAB に帰属し、無断の複製及び再配布を禁じる。
- 3. JAB 認定シンボルは、風車型式認証及びウィンドファーム認証の場合は図 2 に示す形で、本会シンボルと共に使用されなければならない。



図2 風車型式認証及びウィンドファーム認証

- 4. 登録者は、登録者の組織が認証又は認定されている、もしくは登録者のマネジメントシステムもしくはプロセスが認証されているとの誤解が生じるような方法で、JAB 認定シンボルを使用してはならない。
- 5. 印刷物やウェブサイト等に JAB 認定シンボルを使用する場合、認証されていない製品又はウィンドファームが認証されていると誤解されない方法で使用しなければならない。
- 6. JAB 認定シンボルは、本会から提供された清刷以外の表示、字体、配置、配色等のいかなる変更も認めない。清刷を縮小または拡大して表示する場合は、縦横の比率を変更してはならない。
- 7. 登録者は、印刷物やウェブサイト等を作成するため、下請業者に清刷の複製を提供する場合には、清刷の複製を提供する下請負業者の一覧を作成し、本会に複製の提供を申請しなければならない。
- 8. 本会が清刷の複製及び再配布を許可した場合、登録者は、当該下請負業者に、その清刷の複製の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うように要求しなければならない。
- 9. JAB 認定シンボルを利用する登録者は、本会へ毎年提出する年次報告書に、JAB 認定シンボルを利用した全ての印刷物やウェブサイトのサンプルを提出すること。
- 10. 本会は、登録者に対するサーベイランス時に、JAB 認定シンボルの使用状況について確認する。もし、JAB 認定シンボルの不適切な使用が認められた場合、登録者に対し是正を求める。本会の是正の要求に、登録者が 30 日を越えて対応しない場合には、認証の取消し、違反の公表及び必要に応じ法的手段をとる等適切な処置を講じる。
- 11. 登録者は、本会が JAB より認定されている期間内に製品の認証を取得し、本会に製品が認証されている期間内に限り、JAB 認定シンボルを使用することができる。
- 12. 登録者は、認証が取消し又は終了した場合は、速やかに JAB 認定シンボルが使用されている印刷物を廃棄処分し、ウェブサイト等からは JAB 認定シンボルを削除しなければならない。これらの作業が完了した後、速やかに本会に通知しなければならない。

5. 日本海事協会のロゴマーク

- 1. 製品を認証された登録者に限り、図3に示す本会のロゴマークを使用することができる。
- 2. 本会のロゴマークの使用を希望する場合には、本会に依頼し、本会の要求事項を遵守すること。
- 3. 登録者は、印刷物やウェブサイト等に本会のロゴマークを使用する場合、誤解されない方法で使用しなければならない。
- 4. 本会のロゴマークは、本会から提供された清刷以外の表示、字体、配置、配色等のいかなる変更も認めない。清刷を縮小または拡大して表示する場合は、縦横の比率を変更してはならない。
- 5. 登録者は、印刷物やウェブサイト等を作成するため、下請業者に清刷の複製を提供する場合には、清刷の複製を提供する下請負業者の一覧を作成し、本会に複製の提供を申請しなければならない。

- 6. 本会が清刷の複製及び再配布を許可した場合、登録者は、当該下請業者に、その清刷の複製の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うように要求しなければならない。
- 7. 本会のロゴマークの不適切な使用が認められた場合には、登録者に対し是正を求める。本会の是正の要求に、登録者が 30 日を越えて対応しない場合には、認証の取消し、違反の公表及び必要に応じ法的手段をとる等適切な処置を講じる。



図 3 日本海事協会のロゴマーク (Renewable Energy)

以上

ADMINISTRATIVE PROCEDURE

NKRE-AP-0001 / 2025年10月



認証文書及びシンボル類の使用要領

一般財団法人 日本海事協会

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号 TEL 03-5226-2032 E-mail re@classnk.or.jp

